

野田地区理大祭実行委員会委員長 殿

学生支援センター副センター長(野田地区)

2023 年度 野田地区理大祭 注意事項

本年度の野田地区理大祭に開催にあたり、貴委員会及び参加する課外活動団体に対して、以下に記載する注意事項を遵守することを求める。

貴委員会は注意事項を守るだけでなく、参加団体に対して周知を徹底し、指導すること。

なお、貴委員会が指導したにもかかわらず、参加団体が注意事項を違反した場合は、野田学生・キャリア支援課に相談した上で、理大祭の参加を取り消すとともに、次年度も理大祭への参加を一切認めないこととする。

※注意事項に記載のない事案は、その都度、野田学生・キャリア支援課に相談して対応すること。

1. 日程について

- ・ 前夜祭：2023 年 11 月 22 日（水）18 時～20 時
- ・ 準備日：2023 年 11 月 23 日（木）
- ・ 祭典日：2023 年 11 月 24 日（金）、25 日（土）10 時～18 時
- ・ 整理日：2023 年 11 月 26 日（日）

2. 準備日について

準備日の作業の開始・終了時間は以下を厳守すること。天候等により変更が生じる場合は、貴委員会が申し出ること。

- ・ 通用門の開門：7 時 00 分
- ・ 準備開始：8 時 00 分
- ・ 構内から撤収：20 時 00 分

3. 祭典日について

祭典日の作業の開始・終了時間は以下の厳守すること。天候等により変更が生じる場合は、貴委員会が申し出ること。

- ・ 通用門の開門：7 時 00 分
- ・ 準備開始：7 時 00 分
- ・ 祭典開始：10 時 00 分
- ・ 祭典終了：18 時 00 分
- ・ 参加団体の構内からの撤収：20 時 00 分
- ・ 貴委員会による教室等の施錠：20 時 00 分
- ・ 通用門の閉門：21 時 00 分

4. 宿泊について

参加団体の構内宿泊は原則禁止とする。

ただし、貴委員会が止むを得ないと判断した場合は、貴委員会が野田学生・キャリア支援課に相談すること。

なお、構内宿泊を許可した場合、場所は講義棟のみとし、人数は1団体あたり15名を上限とする。

＜宿泊手続き＞

- ① 宿泊希望団体は、宿泊当日17時30分までに、宿泊理由書と学生証(写)を貴委員会へ提出する。
- ② 貴委員会は、宿泊が必要と判断した団体の宿泊理由書と学生証(写)を、宿泊当日18時までに野田学生・キャリア支援課へ提出して判断を仰ぐこと。
宿泊の可否は貴委員会から当該団体へ伝える。
- ③ 宿泊団体がある場合、貴委員会は教室施設時に宿泊許可者確認する。許可者以外は退室させ、宿泊が許可された者は教室に待機することができる。

5. 運営について

- (1) 貴委員会は、キャンパス内の巡回警備を行い、参加団体の指導を行うこと。
- (2) 各団体の責任者には、備品管理・食品保管・防犯・防火に責任を持ち、部員に適切に指導を行うよう、また、現金等貴重品の取り扱いに十分注意するよう、指導すること。
- (3) 問題が発生した場合は、速やかに各団体へ事情聴取し、貴委員会が野田学生・キャリア支援課へ報告すること。

また、非常事態や緊急事態の場合は、各団体から一報があり次第、速やかに野田学生・キャリア支援課及び最寄りの警備員室へ連絡すること。

- ① 野田学生・キャリア支援課（1号館2階）… 04 - 7122 - 9145
- ② 創域理工エリア：2号館警備員室 … 04 - 7124 - 1501
薬学エリア：15号館警備員室 … 04 - 7124 - 1501

6. 禁止事項について

- (1) 構内での飲酒を行わないこと。
- (2) 喫煙スペース以外では喫煙しないこと。
- (3) 大学の許可なく車両を入構させないこと。運搬等により構内に車両を入構させる場合は、貴委員会が各団体の情報を取り纏めた上で、事前に野田学生・キャリア支援課を介して、野田管財課の許可を得ること。

なお、如何なる理由があっても、近隣や路上への駐車や長時間の停車は認めない。

7. 中庭使用について

中庭での活動は、貴委員会が各団体の情報を取り纏めた上で、事前に野田学生・キャリア支援課を介して、野田管財課の許可を得ること。

許可を得ずに活動した団体には、貴委員会が野田学生・キャリア支援課に相談した上で、処分を科すこと。

8. 5号館屋上の使用について

貴委員会の企画で5号館屋上を使用する際は、事前に野田学生・キャリア支援課に相談した上で、事件や事故が起きないように、十分な安全対策を施すこと。関係者以外の者が立ち入ることは認めない。

9. 花火の打ち上げについて

花火の打ち上げについては、貴委員会は花火業者と入念に打合せを行い、事件や事故が起きないように、安全対策を徹底すること。打合せの内容は必ず野田・学生キャリア支援課へ報告し、実施方法、安全対策等についても事前に相談すること。

10. 掲示物について

- (1) ポスター等の掲示期間は11月20日（月）から26日（日）までとする。
- (2) 掲示場所は、講義棟のコンクリート壁・柱（エスカレーター付近を除く）とし、貴委員会もしくは野田・学生キャリア支援課が不適切（写真・絵・文言等）と判断した掲示物は撤去すること。当該団体は嚴重注意の対象とすること。
- (3) 掲示する際は養生テープを使用すること。その他のテープ等を使用する場合は、事前に野田学生・キャリア支援課の許可を得ること。
- (4) 掲示期間を終了する際は原状回復を義務とする。撤去忘れに注意すること。

11. 備品の使用について

- (1) 机・椅子を固定する際は、ビニール紐等を使用して傷をつけないよう注意すること。
また、屋内の机・椅子は、決して屋外へ持ち出さないこと。
- (2) 教室内の固定机・固定椅子の取り外し、教卓の移動は禁止する。
- (3) 教室に備え付けの機器は無断で移動させないこと。
移動させる際は、貴委員会が野田学生・キャリア支援課を介して、野田管財課の許可を得ること。機器の設定（音量やプロジェクター向き）は絶対に変更しないこと。
- (4) 使用した教室は整理日に原状回復し、翌日の授業に支障をきたさないこと。

12. 火気器具の使用について

- (1) 参加団体が火気器具を使用する際は、貴委員会が取り纏め、野田学生・キャリア支援課を介して、野田管財課へ所定の届出を行うこと。使用する前は、事故防止のため、必ず野田管財課の検査を受けること。
- (2) 参加団体が使用する電気容量は、事前に提出した電気使用届の範囲を超えないように指導すること。また、模擬店で使用するプロパンガスは、模擬店終了後に必ず元栓をしめること。

13. 調理について

- (1) 祭典中における食品・調理器具の管理については、保健所の指導に基づき、細心の注意を払うこと。
- (2) 教室内での調理は、電気調理器具のみ使用すること。

14. 洗い場について

理大祭で使用する洗い場（既存の2号館北側洗い場、仮設洗い場）では、給水および食器等の洗い場として使用し、トイレや洗面所の水道を使用しないこと。

また、仮設の洗い場に残飯等を流さないこと。

模擬店の飲食販売で発生する残り汁は、目の細かいザルを設けたゴミ箱で収集したのち、目の細かいネット等を設けた2-3号館洗い場で少しずつ排水すること。なお、濾した際に溜まった具材等は、頻繁にゴミ袋などに移すなどして処理すること。

15. 清掃・ゴミの処理について

- (1) 祭典期間中、貴委員会及び参加団体は率先して使用場所周辺の清掃を行うこと。
- (2) 参加団体は、使用場所付近にゴミ箱を設置し、整理整頓に努めること。
- (3) 貴委員会は、必要に応じて、参加団体に清掃用具の貸し出しを行うこと。
- (4) ごみ用コンテナは1号館駐車駐輪場に3台設置することとし、ごみは分別等により効率的に回収すること。

16. 整理日について

参加団体は整理日16時までに片付けを終了すること。

貴委員会は18時までに使用した全ての施設の点検を行い、原状回復を確認した上で、大学への引渡しを行うこと。ポスターは参加団体が責任を持って剥がすこと。

以上